

「徳島県医療現場におけるカスタマーハラスメント防止啓発動画作成及び広報業務」質問書に対する回答

(令和8年10月8日時点)

No.	質問	回答
1	「受注者は異なる啓発テーマに基づく2つの異なる企画・構成からなる動画2種類を制作納品すること。」とありますが、上記2つの異なる企画・構成からなる動画2種類とは以下の内どちらに該当しますか？ A：同じタイトル・同じ構成・同じ出演者だが、ストーリーが全く違う2種類 B：出演者もタイトルも構成も全く違う2種類	「A」「B」のいずれのパターンも対象となります。 仕様書で規定しているとおり、単一の企画からアスペクト比やテロップ有無等を変更したのみのものを除き、啓発テーマ（ストーリー・切り口）が異なる2つの独立した企画・構成となっておれば、提案の形式（シリーズ展開か、全く異なる独立企画か）は問いません。
2	2種類ともテレビCMで放映するという認識でよろしいでしょうか？もしくはテレビ放映は1種類でもう1種類はWebでの放映を目的とした作りでもよろしいでしょうか？	ご質問のとおり、2種類ともテレビCMで放映する計画のほか、テレビCM放映用は1種類とし、もう1種類はWeb・SNS配信を主目的とした動画として制作・提案いただくことも可能です。ターゲット層へ効果的に届くよう、メディア展開計画（放映・配信枠の設計）とあわせて最も効果的な活用方法をご提案ください。

3	2テーマを「カスハラ防止」「適正受診」に分けてよいでしょうか。各動画に両方の要素が必要でしょうか。	ご質問のとおり、2つのテーマを「カスタマーハラスメント防止」と「適正な受診行動」に切り分けて制作・提案いただくことも、各動画に両方の要素を含めて提案いただくことも、いずれも可能です。県民へ効果的に訴求できる構成をご提案ください。
4	広告放映費「400 万円以上」は税込金額でしょうか。また、素材搬入等の一切の費用を広告放映費に含むとありますが、手数料やWEB 広告における配信設定費等も含むという考えでよいのでしょうか。	広告放映費「400 万円以上」は消費税及び地方消費税を含めた金額（税込）とします。なお、仕様書に記載のとおり、テレビCM の素材搬入費・送稿料・CM コード登録実費、手数料、および Web 広告における配信設定費等の広告放映・配信に係る一切の経費を含めて 400 万円以上として積算してください。
5	四国放送での放映について「発注者が指定する放送枠」とは、既に放送日や時間が決まった枠があるのでしょうか。	現時点で特定の放映日時や時間帯が固定されているわけではありません。仕様書に記載の「カスハラ撲滅月間（12 月）を含む期間」および想定予算額（約 140 万円）の枠組みに基づき、契約締結後、発注者・受注者・四国放送の三者で協議・調整の上、放映日時や時間帯等の枠を決定いたします。

6	制作は2テーマ分とありますが、同テーマで版の数（パターン）を複数用意するのは問題ないでしょうか。	仕様書に定める「異なる2テーマ分（各15秒）」の制作・納品を満たした上で、各テーマ内で複数パターン（版違い等）をご提案いただくこと自体は問題ありません（パターンの上限は設けておりません）。
7	選定委員会はオンラインで行う。とありますがプレゼン審査はあるのでしょうか。書類審査のみになるのでしょうか。	提出いただいた企画書等の書類審査に加え、オンラインによるプレゼンテーション審査を実施いたします。詳細な実施時間帯や接続方法等につきましては、企画書等をご提出いただいた事業者へ別途個別に通知いたします。
8	企画書のページ数・用紙サイズに指定はあるのでしょうか。	企画書等のページ数および用紙サイズに関する特段の指定はありません。ただし、審査委員が内容を確認・評価しやすいよう、可読性に配慮した見やすい様式で作成・提出してください。